

## 令和7年度飯綱町応援商品券配布事業商品券取扱事業者募集要項

### 1 事業目的

エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、生活者支援と町内事業者に対する売上を支援し、地域経済及び消費の下支えをすることを目的として、「飯綱町応援商品券」配布事業を実施します。

### 2 事業概要

事業名称	令和7年度「飯綱町応援商品券」配布事業
発行者	飯綱町
発行見込額	総額 162,384 千円（1人当りの16,000円分×10,149人程度）
発行内容	総数 162,384 枚（商品券1枚当たり1,000円）
使用期間	令和8年3月1日（日）～令和8年6月30日（火）
配布方法	世帯主あてに世帯人数分の商品券を送付
対象者	令和7年12月31日時点で飯綱町の住民基本台帳に記録されている方
利用可能店舗等	参加登録のある飯綱町内の店舗・事業者

**※ 事業の円滑な実施を図るため、商品券の発行・発送、回収・請求管理等に関する業務を委託により実施します。**

### 3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 現金との換金
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

### 4 取扱事業者の参加資格

飯綱町内に事業所又は店舗を有している事業者とする。（ただし次の（1）から（5）のいずれかに該当する事業者を除く。）

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記「3 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(5) その他、本事業の目的に照らして、不相当と町長が判断する事業者

2 町税等の滞納がないこと(分納誓約書により納付を履行している者を除く)

3 その他、町長が特別の理由があると認める場合

## 5 取扱事業者の責務等

取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱店舗であることが明確になるよう、町が配布するポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること。

(2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。町が事前に配布する見本と色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町まで報告すること。

(3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため券裏面の所定の欄に取扱店名を記入し、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。

(4) 商品券の交換・譲渡及び売買は行ってはならないこと。

(5) 取扱登録店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用してはならないこと。

(6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期間切れ等による損失は取扱登録店の責務とする。

(7) 町及び受託事業者と適切な連携体制を構築すること。

(8) 換金にあたっての商品券枚数の確定は、受託事業者が点検した枚数を優先すること。

## 6 商品券取扱い厳守事項

(1) 商品券を持参した方に、直接物品の販売またはサービスの提供を行う場合に利用可能です。

(2) 商品券を現金化することはできません。

(3) 商品券の額面に満たない場合でも、釣銭はできません。取引代金の不足分は現金等で受け取ってください。

(4) 使用期間を過ぎた商品券は使用できません。

(5) 商品券の紛失や盗難、滅失等に対し、町はその責を負いません。

## 7 取扱事業者の登録手続

### (1) 申請方法

以下の①、②、③いずれかの方法で申請してください。取扱事業者登録料は無料です。

①令和6年度「飯綱町応援商品券」取扱事業者登録者に対し、令和7年度「飯綱町応援商品券」取扱事業者登録希望調査を実施し、回答書から希望者を登録する。

②取扱事業者登録申請書の提出

令和7年度「飯綱町応援商品券」取扱事業者登録申請書に記入し、飯綱町役場産業観光課 商工観光係まで提出をお願いします。(提出方法:窓口、郵送、E-mail、FAX)

〒389-1293 飯綱町大字牟礼2795番地1 飯綱町役場産業観光課 商工観光係

TEL: 026-253-4765 FAX: 026-253-6869 E-mail: [kanko@town.iizuna.nagano.jp](mailto:kanko@town.iizuna.nagano.jp)

③インターネットによる申請

右記のホームページより申請を行ってください。



<https://logoform.jp/form/n5eq/137023>

(2) 登録・申請期間

②及び③の申請期間

令和8年4月30日(木)

取扱店事業者一覧として飯綱町ホームページにて掲載いたします。

(3) 申請後の流れ

取扱事業者として承認・登録後、「令和7年度飯綱町応援商品券取扱事業者登録証」をお渡しします。

8 取扱事業者登録の取消しについて

町は本募集要項に定める事項が遵守されない場合は、取扱事業者登録を取消しすることがあります。この場合、登録取消によって生じた損害について、発行者はその責を負いません。

また、違反により損害金が発生した場合は損害金を請求することがあります。

9 商品券の換金について

換金方法	下記3点を換金請求窓口へ提出。後日、事業者指定口座へ町より振込。 ・令和7年度飯綱町応援商品券取扱事業者登録証 ・「令和7年度飯綱町応援商品券」換金請求書 ・使用済み商品券（裏面に取扱事業者名及び日付を記入したもの）
換金請求回数	1店舗あたり、原則月5回まで
受付時間	毎週火・金曜日の午前9時から午後4時まで（祝日は除く）
換金期間	令和8年4月3日（金）から令和8年7月17日（金）まで この期間を過ぎてからの持込みには一切応じられませんので、必ず上記期間中に持ち込んでください。
換金請求窓口	飯綱町役場産業観光課 商工観光係（第2庁舎）会議室3まだらお
換金手数料	無料

10 その他

「募集要項」に記載されていない事項は、下記までお問い合わせください。

〒389-1293 飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

飯綱町役場産業観光課 商工観光係 TEL：026-253-4765 FAX：026-253-6869